

## 5 基本方針等の整理

### 5-1 整備の基本理念

#### 【背景】

本県の青年の家や少年自然の家などの青少年教育施設は、昭和 35 年の「青年の家」の開所から順次整備され、宿泊体験型社会教育施設として、様々な自然体験活動や地域の特性を生かしたものづくりなどを通して、青少年の健全育成や生涯学習の振興に寄与してきた。

この間、我が国においては、経済情勢の激変、急速な少子高齢・人口減少社会の進行、地球環境に対する価値観の変化などに加え、科学技術の進歩、情報化、国際化、家族の在り方の変容など、我が国の教育をめぐる状況が大きく変化した。同時に、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、社会全体の規範意識、家族や地域についての価値観の変化などが子どもの健やかな成長に影響を与えている。また、人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような「生涯学習社会」を実現することの必要性も増大している。

#### 【上位計画における目指すべき方向性】

改正された教育基本法（平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号）には、生涯学習の理念が「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と明記され、生涯学習社会の実現を図ることが求められている。

「第 2 期教育振興基本計画」（閣議決定：平成 25 年 6 月 14 日）では、改正教育基本法の理念を踏まえ、「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」を実現するため、教育行政の 4 つの基本的方向性を示している。その一つとして「社会を生き抜く力の養成」を目的とし、生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動の充実に、関係府省が連携して取り組むこととしている。また、学校や青少年教育施設等において、関係行政機関や民間団体等とも連携し、自然体験やボランティア活動を含めた社会体験、国際交流活動など、特に青少年を対象とした様々な体験活動を推進することとしている。

### 【新青少年教育施設整備の基本理念】

このようなことから、子どもたちの学校外での生活における活動基盤の強化や多様な活動の場・機会を提供するとともに、年代を限らず多くの県民の学習活動展開の場・機会の充実を図るため、青少年教育施設に寄せられる期待は大きいものとなっている。

こうした状況を踏まえ、新青少年教育施設を次の理念に基づき整備する。

みかも山の緑豊かな自然の中で、集団生活体験による自立性や協調性を養うとともに、青少年が様々な体験活動を通して、社会性や豊かな心、健やかな体を育む 青少年教育施設の機能を継承しつつ、多くの人々に生涯を通じて学習する機会を提供するため、県民の生涯学習に資するための施設として整備する。

## 5-2 整備の基本方針

新施設は、みかも山の豊かな緑と四季折々の彩りのある草花が作り出す環境の中、自然体験学習を核とし、レクリエーションや研修・研究などの多様なニーズに対応した宿泊機能を兼ね備えた施設として、青少年のみならず幅広い年齢層の全県民が様々な体験学習ができる宿泊型の生涯学習関連施設として、既に整備・運営されている「なす高原自然の家」および「とちぎ海浜自然の家」との連携を図りつつ、青少年育成活動の拠点施設として整備されるものである。

そのため、以下の基本方針を設定する。

### 方針① 青少年教育を支援する施設として整備

- みかも山の豊かな自然や渡良瀬遊水地などの地域の貴重な資源、多様な活動プログラム、施設や空間を通して、青少年が様々な体験活動を行うことにより、豊かな心や健やかな体を育むことを支援する。
- 他の青少年施設や周辺の教育施設との連携を図りつつ、青少年育成活動の拠点施設として、調査・研究、情報の発信、指導者の育成などを実施する。

### 方針② 学校教育を支援する施設として整備

- 宿泊体験での集団活動や他の利用者との交流を通して、自立性や協調性を養うとともに、集団生活における規則やルールを学ぶ生活体験を支援する。
- 自然体験活動、ボランティア体験活動や栃木県や地域の歴史、文化、産業に直接触れる社会体験活動など、学校における教育課程の一環として利用できるなど、多様な学習を支援する。

### 方針③ 生涯学習を支援する施設として整備

- 人生の各段階における学習活動、文化・スポーツ活動、創作活動、ボランティア活動など多様な活動プログラムやそれらに対応する施設の充実を図る。
- 趣味・趣向に関する活動だけではなく、社会・経済の変化に対応するための新しい知識や技術の習得など、社会の成熟化に伴う心の豊かさや生きがい、地域課題解決のための学習需要への対応を図る。

### 方針④ 家庭教育を支援する施設として整備

- 親子がふれあう自然体験活動・創作活動や、地域の高齢者などとの世代間の交流を通じた幅広い人間関係の構築により、子どもが豊かな情操、他人に対する思いやりや自立心・自制心、社会的なマナーなどを身に付けることが可能となる家庭教育を支援する。  
(登録ボランティアや活動の場を提供する農家、企業・団体などと密接な連携を図り、情報

交換や連絡調整等を進めながら、利用者に対する支援を充実する)

- 家庭教育に関する活動プログラムを作成し、親や地域の人々が学習や体験・経験を通じ理解を深める場や機会を提供する。  
(土日・祝祭日の開催、夕方からの開催など、親が参加しやすいプログラムの実施が必要)

#### **方針⑤ 様々な形態の利用者に対応した施設として整備**

- 幼稚園、小学生、中学生を中心とした利用のみならず、様々な県民の利用を想定した施設整備（規模、配置、機能、ユニバーサルデザインなど）を実施する。
- 家族、小グループ、団体など、利用者の規模（人数）に対応した施設整備を実施する。
- 施設周辺のアクセス道路等の充実を図ることはもとより、周辺市町との連携による公共交通機関の導入など広域的なアクセス性の向上についても検討する。

#### **方針⑥ 多様なニーズに対応した施設として整備**

- 様々な形態の利用者に対応するため、P F I や指定管理者制度の導入など、効率的な運営により、土日・祝日等も稼働する通年利用型の施設運営を検討する。
- 日帰りや宿泊など、利用者の利用時間（行動）に対応した管理運営を実施する。
- 利用条件の緩和（少人数での宿泊、手続きの簡略化）を図るなど、利用しやすい施設を目指す。
- 今日的な社会のニーズに対応するため、防災に関する学習や環境をテーマとした学習、不登校や引きこもり、ネット依存等に対応したプログラムの充実を図る。

## 5-3 基本機能と導入施設

### 1) 基本機能

#### 【「青少年教育施設再編整備計画」における位置づけ】

上位計画である『青少年教育施設再編整備計画(平成18年2月)』においては、青少年教育施設の再編整備の基本的な考え方と取り組みを定め、新しいタイプの青少年教育施設づくりを行うこと目的として、施設に求められる機能を示している。

#### ■青少年教育施設に求められる機能

- ①自然体験のできる場所に設置されていること
- ②青少年が団体で利用できる規模と宿泊機能を持っていること
- ③学校教育との連携を図る事業を実施すること
- ④地域の歴史・文化・産業などの体験活動ができること
- ⑤青少年が、同世代・異世代交流をすることができること
- ⑥障害者や高齢者等も利用可能なバリアフリー対応をした施設であること
- ⑦グループ規模の大小に関わらず、利用可能な施設であること
- ⑧指定管理者制度を導入するなど、施設の効率的な運用を図ること
- ⑨専門的な人材による管理・運営、土日・祝日等も稼動する施設であること
- ⑩県内に整備されている国の施設や市町村等の類似施設との連携を図ること

#### 【県の上位計画における位置づけ】

栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」(2016～2020)において、「重点戦略1 次代を拓く人づくり戦略」の重点的取組として、「新たな青少年教育施設の整備推進」が位置付けられている。

#### ■重点戦略1 次代を拓く人づくり戦略

##### ①未来を創る「とちぎ<sup>じん</sup>人」育成プロジェクト

(目標) 確かな学力、豊かな心、健やかな体をもち、未来に向かって、たくましく生きる子どもたちをはぐくみます。

##### ◆豊かな心と健やかな体の育成

豊かな人間関係の構築と健康な生活を送るための健全な心身の育成に取り組みます。

- ・ 道徳教育の充実
- ・ いじめ・不登校などの問題行動等の防止や支援体制の充実
- ・ 子どもの基礎的運動能力と体力の向上
- ・ 子どもの頃からの勤労観・職業観の育成

##### ・ 新たな青少年教育施設の整備推進

同様に、部門計画の教育委員会の計画である「栃木県教育振興基本計画2020—教育ビジョンとちぎ—」(2016-2020)においては、「基本施策の推進のための教育環境づくり」の一

環として、青少年教育施設の整備を行うことを掲げており、以下に示すように位置付けられている。

■青少年教育施設の整備

未来の社会を担う青少年に、人間的な成長に不可欠な経験をさせるため、体験活動の機会を提供していくとともに、県民に多様な学習機会を提供していきます。青少年の生きる力を育む上で体験活動の重要性が高まる中、既存施設の更なる利用促進や新たな青少年教育施設に整備を進めていきます。

- ・新たな青少年施設については、多様な県民の利用を想定し、様々な活動プログラムに対応できるよう、整備を進めます。
- ・既存の施設については、安全・安心の確保を最優先し、計画的な改修工事の実施に努めます。

【基本機能・各機能の基本方針】

上記を踏まえ、本施設においては、新たな青少年教育施設に求められる役割を果たすため、以下に示す「基本機能」と「各機能の基本方針」を掲げ、その実現を図る。

基本機能		基本方針
a	宿泊機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校や青少年教育団体など多様な利用に対応できる機能</li> <li>●家族や小グループ、個人などの利用形態に対応できる機能</li> <li>●障害の有無や年齢に関わらず全ての利用者が安全・快適に利用できる機能</li> </ul>
b	自然体験機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設周辺の自然資源や渡良瀬遊水地などの地域資源とのネットワーク化を図り、自然観察・冒険体験・オリエンテーリングなどの活動を通して自然とのふれあいや自然学習を楽しめる機能</li> <li>●施設内に自然に関する情報や文献を収集・展示し、学習できる機能</li> </ul>
c	創造・育成機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農家や企業、団体等との連携により産業体験等を行うための機能</li> <li>●地域の歴史・文化などを学ぶ機能</li> <li>●研修室等を活用した創造・創作活動を行うための機能</li> </ul>
d	レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然を舞台にした多様なレクリエーション活動を行うための機能</li> <li>●屋内における各種球技やゲームなどを行うための機能</li> <li>●地域と一体となった特色あるイベント活動を実施するための機能</li> </ul>
e	協働・参画機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種のボランティア体験活動を行うための機能</li> <li>●施設の活動に協力するボランティアの登録・活用するための機能</li> <li>●社会的ニーズに応える活動を行うための機能</li> </ul>
f	研修・研究機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新たな発想による活動プログラムを開発する機能</li> <li>●県民ニーズの把握、及び施設の研修成果等について研究する機能</li> <li>●指導者を育成する研修機能</li> <li>●さまざまな情報発信、広報活動を行うための機能</li> </ul>

## 2) 基本機能に対する導入施設の考え方

前節に示す「各機能の基本方針」を踏まえ、各基本機能に対する導入施設の考え方を以下に示す。

基本機能	基本方針	導入施設の考え方
宿泊機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校や青少年教育団体など多様な利用に対応できる機能</li> <li>●家族や小グループ、個人などの利用形態に対応できる機能</li> <li>●障害の有無や年齢に関わらず全ての利用者が安全・快適に利用できる機能</li> </ul>	⇒多様なニーズに対応可能な宿泊室（家族、幼児のための和室も導入） ⇒宿泊人数に対応した機能的な浴室 ⇒バイキングも可能な食堂 ⇒長期宿泊者等に対応できる設備 ⇒談話や自習ができる空間 ⇒フレキシブルに使える多目的室 ⇒ユニバーサルデザインに配慮
自然体験機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設周辺の自然資源や渡良瀬遊水地などの地域資源とのネットワーク化を図り、自然観察・冒険体験・オリエンテーリングなどの活動を通して自然とのふれあいや自然学習を楽しめる機能</li> <li>●施設内に自然に関する情報や文献を収集・展示し、学習できる機能</li> </ul>	⇒自然体験・学習ができるフィールド施設 ⇒野外炊事ができる施設 ⇒自然に関する情報や文献を収集・展示するスペース
創造・育成機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農家や企業、団体等との連携により産業体験等を行うための機能</li> <li>●地域の歴史・文化などを学ぶ機能</li> <li>●研修室等を活用した創造・創作活動を行うための機能</li> </ul>	⇒産業体験ができる空間 ⇒地域の歴史・文化の学習ができる空間 ⇒創造・創作活動を支援する空間 ⇒各種道具、材料を使った創作活動に対応できる設備 ⇒調理実習ができる空間 ⇒音楽を学べる防音設備を備えた空間 ⇒グループによる研修に対応できる空間 ⇒自由に活動できる空間
レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然を舞台にした多様なレクリエーション活動を行うための機能</li> <li>●屋内における各種球技やゲームなどを行うための機能</li> <li>●地域と一体となった特色あるイベント活動を実施するための機能</li> </ul>	⇒各種室内球技や雨天時の活動などができる屋内空間 ⇒キャンプファイヤーができる空間 ⇒自然を生かしたレクリエーション活動ができる施設
協働・参画機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種のボランティア体験活動を行うための機能</li> <li>●施設の活動に協力するボランティアの登録・活用するための機能</li> <li>●社会的ニーズに応える活動を行うための機能</li> </ul>	⇒各種ボランティアに関する学習及び体験ができる空間 ⇒交流ができる空間 ⇒防災体験ができる空間
研修・研究機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新たな発想による活動プログラムを開発する機能</li> <li>●県民ニーズの把握、及び施設の研修成果等について研究する機能</li> <li>●指導者を育成する研修機能</li> <li>●さまざまな情報発信、広報活動を行うための機能</li> </ul>	⇒新たなプログラムの開発等を行う研究室 ⇒指導者育成を行う研修室 ⇒情報発信のための設備

### 3) 導入施設

前節に示す「導入施設の考え方」を踏まえ、各基本機能に対する導入施設と規模を以下に示す。

#### 【施設規模】

- ・ 宿泊定員：200名
- ・ 敷地面積：3～4ha
- ・ 延床面積：5,965㎡

基本機能	導入施設
宿泊機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 宿泊室（和室・洋室）</li> <li>■ 障害者用宿泊室</li> <li>■ 講師宿泊室</li> <li>■ 食堂（厨房含む）</li> <li>■ 浴室</li> <li>■ 身障者用浴室</li> <li>■ 洗濯室</li> <li>■ 給湯室</li> <li>■ 洗面所</li> <li>■ 救護室</li> <li>■ 利用者用荷物収容室</li> <li>■ 更衣室</li> <li>■ 休憩室</li> <li>■ 下駄箱スペース</li> </ul>
自然体験機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 野外炊事場</li> <li>■ ファイヤーサークル</li> <li>■ 情報資料コーナー</li> <li>■ 星空観測スペース（屋外）</li> </ul>
創造・育成機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大研修室</li> <li>■ 中研修室</li> <li>■ 講師室</li> </ul>
レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 体育館</li> <li>■ 音楽室</li> <li>■ 談話室、談話コーナー</li> </ul>
協働・参画機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ボランティア室</li> </ul>
研修・研究機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 書籍コーナー</li> <li>■ 学習コーナー</li> </ul>
その他 (管理機能)	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 25%;">■ 事務室</li> <li style="width: 25%;">■ 管理（宿直）室</li> <li style="width: 25%;">■ 機械室</li> <li style="width: 25%;">■ 倉庫・食品庫</li> <li style="width: 25%;">■ 駐車場</li> <li style="width: 25%;">■ 車庫</li> </ul>

#### 4) 施設計画及び利用の向上を図るための配慮事項

①「施設計画」に当たっては、次の点に配慮する。

- 施設の利用形態、利用動線等を考慮した機能を確保する。
- 環境の保全と自然との調和に配慮する。
- 施設館内全てユニバーサルデザインとし、幅広い年齢層の利用や誰もが利用しやすい施設とするよう配慮する。
- 施設自体の計画はもとより、周辺からの交通アクセスの充実や公共交通の利便性確保など、訪れやすい施設となるよう配慮する。

②「施設の利用向上」を図るため、次の点に配慮する。

- 新たな活動プログラムの開発、受入メニューの充実により、幼稚園、小学校、中学校を中心とする利用のみならず、高校や大学等の利用も促進する。
- 県民や各種団体、サークル等の生涯学習の場としての利用を促進する。
- 親子のふれあいや自主的な活動を支援することにより、家族や小グループ等の利用を促進する。
- 施設主催事業を充実させ、県民の多様な学習要求に応えるほか、年齢層に応じた活動プログラムなどの開発により利用を促進する。
- インターネットやSNSなどによる情報発信や広報活動の充実を図り、多くの利用者を呼び込む工夫を施す。

## 5) アクセス道路

計画地への下都賀西部広域農道からのアクセスについては、直接アクセスできる道路等はない。民地を通過して山道を使いアクセスすることも、現実的ではない。

また、公園内にはアスファルト舗装された園路が整備されているが、この園路は公園管理車両及び案内を回遊するフラワートレインの専用道として利用されているため、一般車が利用することはできない。

このため、ここでは新施設へのアクセス道路について、別途用地を確保して新設することを前提に計画を行った。

なお、計画に際しては以下の事項を設計条件として実施した。

(想定設計条件)

- ①道路規格：第3種第4級
- ②設計速度：V=30km/h
- ③幅員：W=6.5m (小型道路を対象とした2車線)

“道路構造令の解説と運用 平成27年6月 社団法人 日本道路協会”

※想定設計条件については、施設を利用する目的で通行する車両を対象に整備させるアクセス道路であり、利用台数・利用形態が限定されるため、以下の通り想定した。

- ①道路規格：「地方部・市町村道」程度
- ②設計速度：アクセス道路は短区間であり、利用車両は施設関係者・バスなどが主となると想定し、第3種第4級の設計速度の内、もっとも低速値を設定
- ③幅員：利用が想定される車両の状況から、小型道路（小型自動車及び歩行者又は自転車）相当



5-4 イメージパース







## 6 管理運営計画

管理運営計画に関しては、全体の管理運営の基本的な考え方についてとりまとめる。

### ① 安全・安心が確保された管理運営

- ・施設利用者の安全を第一とする。
- ・事故発見時の拡大防止処置と通報・連絡など緊急時の即応性、機動性を確保する。
- ・利用者の活動プログラムに対し、適切かつ必要な指導、助言、支援を行い、利用者の安全管理を図る。
- ・施設の使用制限については、利用者ニーズに柔軟に対応するため、適切なシステムの構築を図る。
- ・日常的な点検を実施し、建築物等の安全・美観及び施設の機能を維持する。
- ・個人情報保護を徹底する。
- ・巡回警備員、防火管理の有識者の常置などの人員体制を維持する。

### ② 快適性が確保された管理運営

- ・土日、祝祭日等も稼働する施設の運営を検討する。
- ・関係法令、条例及び施行規則を遵守し、利用者へのサービスの向上を図る。
- ・公の施設の管理運営を認識し、平等な利用確保を行う。
- ・良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、安全かつ快適な施設の維持を行う。
- ・適切な接遇に努め、利用者が快適に過ごせるよう配慮する。

### ③ 効率的・効果的な管理運営

- ・効率的な運営に努め、管理経費の節減を図るため、民間企業・NPO法人などの団体による管理運営手法について検討する。
- ・優れた自然の維持を重視し、ごみの減量、節電等の省エネルギー・省資源を推進し、環境に配慮する。
- ・施設の事業や活動プログラムの実施において、積極的にボランティアを活用する。

### ④ 継続性のある管理運営

- ・長期的な計画に基づいて年次計画を策定し、計画的な運営を推進する。
- ・利用者の意見を定量的に把握し、事業の改善などに反映させる。
- ・施設の機能を補完するため、周辺の教育・学習関連施設及び近隣住民等との有機的な連携を図る。
- ・職員の資質・能力向上を図るシステムを構築し、これを維持する。
- ・施設事業に関わる広報、PR等による情報提供により施設の利用促進を図る。